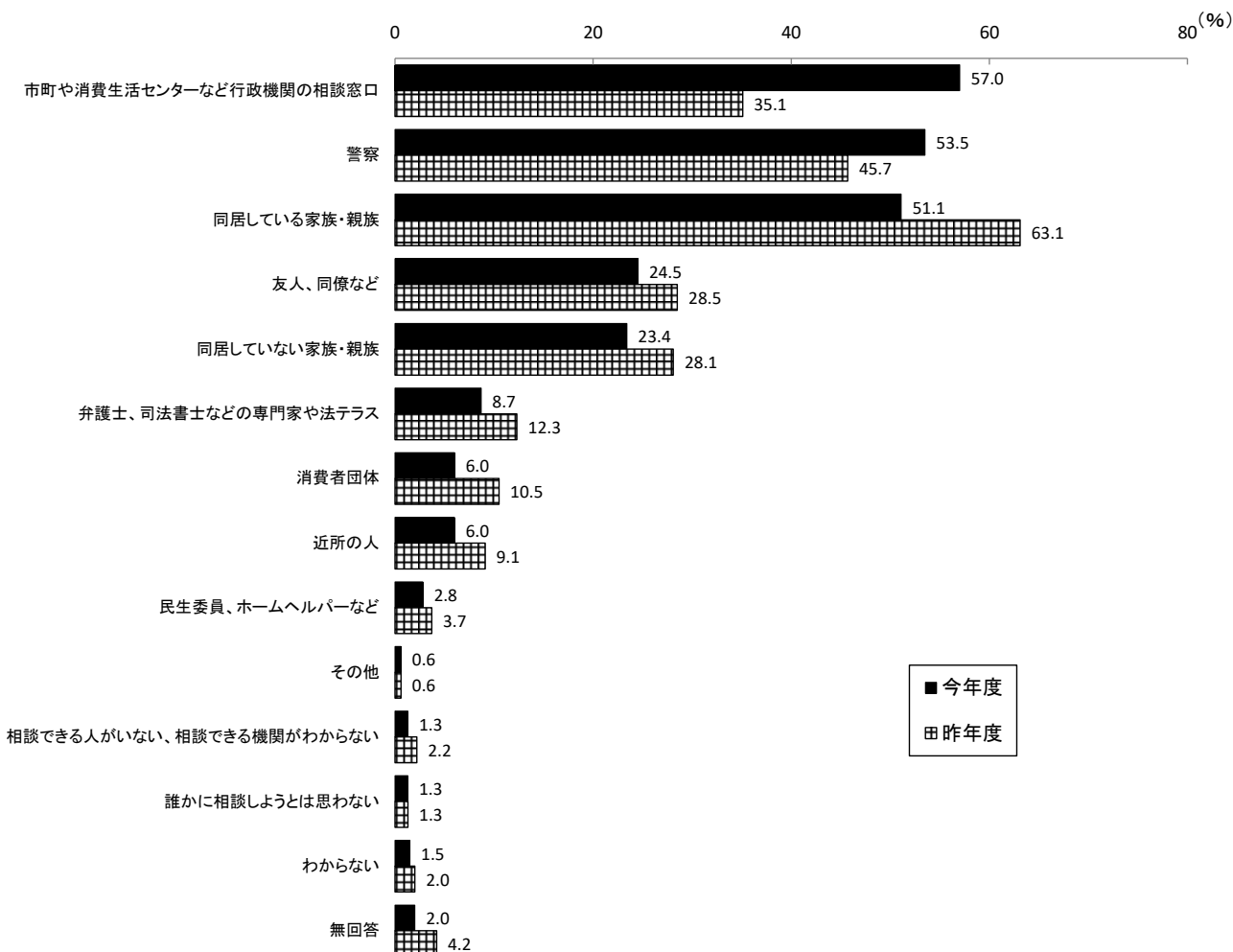


7. 消費生活に関することについて

7-1. 被害を受けた時の相談相手

Q7-1 あなたは、強引な勧誘や詐欺的な勧誘を受けた場合や、そのような勧誘により契約を締結してしまった場合、誰に相談しようと思いますか。(〇はいくつでも)



被害を受けた時の相談相手について、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が57.0%と最も高く、次いで「警察」が53.5%、「同居している家族・親族」が51.1%、「友人、同僚など」が24.5%の順となっている。昨年度と比較すると、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が21.9ポイント、「警察」が7.8ポイントそれぞれ上昇し、「同居している家族・親族」が12.0ポイント、「同居していない家族・親族」が4.7ポイント低下している。